

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正	令和8年3月5日 警務課
<p>1 改正理由 令和7年12月24日付けの人事院規則改正に伴い、特地勤務手当に準ずる手当を支給する職員、支給期間及び額の規定を改正するものである。</p> <p>2 改正規則 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県公安委員会規則第6号）</p> <p>3 改正内容 人事院規則の改正に準じ、本県警察職員の特地勤務手当に準ずる手当を支給する職員、支給期間及び額の規定を改正するもの。</p> <p>4 施行期日 公布日</p> <p>5 経過措置 なし</p>		